

## スポーツ審議会健康スポーツ部会における審議の状況について（御報告）

令和5年3月

## 1. 障害者スポーツ振興ワーキンググループの設置について

- 令和4年8月にスポーツ庁で取りまとめた、「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書」等を踏まえ、障害者スポーツの振興に関する個別の課題について、専門的見地から具体的な施策を検討するため、令和4年10月に健康スポーツ部会の下に「障害者スポーツ振興ワーキンググループ」を設置。主な検討事項は、（1）障害者スポーツの普及、（2）障害者スポーツ振興体制の整備等。
- 令和4年度は4回会議を開催し、障害者スポーツセンターの在り方等について議論したほか、委員による施設の視察・ヒアリングも実施。
- 令和5年度夏頃までに、障害者スポーツ振興体制の整備として、障害者スポーツセンターの在り方等について取りまとめる予定。

## 2. 現場視察・ヒアリングの実施及びガイドブックの策定について

- 健康スポーツ部会の所掌事務である、「スポーツを通じた健康増進及び共生社会の実現等に向けた方策」に関し、第3期スポーツ基本計画で掲げる目標の達成や施策の着実な実施を図るため、スポーツ実施の環境整備や改善に積極的に取り組む地方公共団体、民間事業者、スポーツ関係団体、保険者等の取組に着目して現場視察・ヒアリングを実施し、部会において報告及び議論を実施。
- 現場において、スポーツ施策を推進していくうえで参考となるよう、これらの結果を事例として盛り込んだガイドブックを令和5年度中に策定・公表を目指す。

## 3. 「目的を持った運動・スポーツの実施」について

- 健康スポーツを巡る新たな論点として、スポーツ実施率の向上のみならず、個人のライフスタイルや健康状態等に応じ、心身の機能への効果や影響に着目して運動・スポーツを実施することが重要であることから、部会において議論。
- 令和5年3月28日の部会において報告された推進方策を踏まえ、今後はスポーツ庁において、調査研究や周知啓発等を実施していく予定。

## 4. 成人のスポーツ実施率等の扱いについて

- 令和4年4月1日に、成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が施行されたが、第3期スポーツ基本計画の目標である「成人のスポーツ実施率等」については、従前のおり「20歳以上の運動・スポーツをする者の割合」等を指標として用いることと整理。（詳細は参考の通り。）

### 第 3 期スポーツ基本計画における成人のスポーツ実施率等の扱いについて

令和 5 年 1 月  
スポーツ庁

#### 1. 背景

- 令和 4 年 4 月から開始した第 3 期スポーツ基本計画（以下「計画」という。）では、成人のスポーツ実施率に係る目標として、以下を掲げている。
  - ✓ 成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 70%（障害者は 40%）になること、成人の年 1 回以上のスポーツ実施率が 100%に近づくこと（障害者は 70%程度になること）を目指す。
  - ✓ 障害者の週 1 回以上のスポーツ実施率を 40%程度（若年層は 50%程度）、障害者の年 1 回以上のスポーツ実施率を 70%程度（若年層は 80%程度）とすることを旨とする。 ※ 学校体育等以外のもの。「若年層」は「7 歳～19 歳」としている。
- 令和 4 年 4 月 1 日から、成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が施行。計画における成人のスポーツ実施率等の扱いについて、整理を行うもの。

#### 2. 成人のスポーツ実施率等の扱いについて（整理）

- 次の理由により、計画における成人のスポーツ実施率等については、従前のおり「20 歳以上の運動・スポーツをする者の割合」等を指標として用いることが適当であると考えられる。
  - (1) 目標（「成人の週 1 回以上のスポーツ実施率」等の増加）の達成状況を把握するための指標であり、連続性の担保に留意する必要があること。
  - (2) 成人のスポーツ実施率等に係る目標設定の検討に当たり、スポーツ審議会（同審議会の下に設置された部会を含む。）では、20 歳以上で算出した指標を基に議論がなされていること。
  - (3) 計画では、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現やスポーツ実施率の向上を通じた健康寿命の延伸への貢献を掲げるなど、厚生労働省の施策と密接に関連すること。  
また、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（健康日本 21（第二次）。期間：平成 25 年度～令和 3 年度）の身体活動・運動に関する目標（運動習慣者の割合と日常生活における歩数の増加）では、「20 歳～64 歳」「65 歳以上」で算出したものを指標としていること。
  - (4) 民法の定める成年年齢は、単独での契約締結ができることや親権に服することがなくなることという年齢であり、成年年齢の引き下げ後も、例えば酒やたばこ等、年齢要件が 20 歳のまま維持されているものがあること。
- なお、計画の目標値において 20 歳以上の者を想定している他の箇所においても、上記の整理を準用することが適当であると考えられる。
- おって、今後、上記（3）の健康日本 21 における身体活動・運動に関する目標の年齢階級の区分に変更等がある場合には、改めて検討を行うとともに、基幹統計等の政府統計における年齢階級の区分の動向についても注視していく。